

定 款

特定非営利活動法人市民サポートセンター日野

特定非営利活動法人 市民サポートセンター日野 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 市民サポートセンター日野という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都日野市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、市民のライフステージに応じた生活支援サービスを提供すると共に、各種学習講座や文化事業を通して、地域で豊かに生きるための機会を提供し、男女が等しく参画する市民自治に基づく21世紀型コミュニティの創造に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 家事一般・子育て・介護等に関する支援事業
 - ① 掃除、洗濯、食事づくりなどの家事支援事業
 - ② 妊産婦の産前産後の家事、子どもの世話などの支援事業
 - ③ 高齢者の身のまわりの世話、買物、散歩の付き添いなどの支援事業
- (2) 市民のライフステージに応じた子育て、家事及び介護等に係る情報を収集し、提供していく事業
- (3) 日野市ファミリー・サポート・センター事業
- (4) ITを利用して市民の自立支援及び能力向上に寄与する情報の提供事業
- (5) 市民のライフステージに応じた学習及び資格取得講座の開催及び講師派遣事業
- (6) 市民が地域で心豊かに生きるため、コンサートや上映会等の文化事業の開催
- (7) この法人の目的を達成するための啓発広報事業
 - ① ホームページの運営事業
 - ② この法人の活動内容等を知らせるリーフレットの発行や広報活動
- (8) 市民の意識動向実態等の調査研究に関する事業
- (9) 市民活動を行っている団体等との交流、連携及び協力事業
- (10) 配食サービス事業
- (11) コミュニティカフェ事業
- (12) 公、私立の施設管理運営事業
- (13) バザー事業
- (14) オリジナルグッズの販売事業
- (15) その他第3条の目的を遂行する上で必要と認められる事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 運営会員 | この法人の目的に賛同し入会した個人 |
| (2) 賛助会員 | この法人の目的に賛同し活動を支援するために入会した個人または団体 |

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は理事会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は法人会員である団体が消滅したとき。
- (3) 年会費を滞納し、催告を受けてもなお年度内に納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員はこの法人が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び年会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金及び年会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は運営会員の中から理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定め、総会に報告する。
- 3 監事は、運営会員の中から総会で選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長及び副理事長が共に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する理事が理事長の職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決を経て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、運営会員（社員）をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 監事の選任又は役員の解任及び職務
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した運営会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要する事項がある場合には、出席した運営会員の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は、運営会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき運営会員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会での議決があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各運営会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、表決を委任状をもって総会出席者に委任することができる。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営会員総数及び出席者数（委任者数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が署名しなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず全運営会員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び運営会員総数
 - (4) 議事録を作成した者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長があたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要する議事が発生した場合は、出席した理事の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事長が必要と認めるときは、全理事に対し書面、ファクシミリ又は電磁的記録により議決事項についての賛否の意見を求めることができる。この場合において、その議決事項について全理事が賛成したときは、当該議決事項は可決である旨の理事会での議決があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、表決を委任状をもって理事会出席者に委任することができる。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者氏名（委任者氏名、欠席者氏名を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名しなければならない。
 - 3 前項の規定に関わらず全理事が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事総数
 - (4) 議事録を作成した者の氏名

第5章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(区分)

第39条 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行う。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第46条 削除

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け理事会の議決を経たうえ、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨時の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事長が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したもの

に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及びホームページに掲載してこれを行う。ただし、法第28条の第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に記載して行う。

第9章 事務局

(事務局)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 今 村 久美子

副理事長	早川裕子
理事	下重喜代
同	根来敬子
同	笹原武志
監事	宮岸一馬

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2005年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2004年3月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	運営会員及び一般会員	1,000円
	法人会員及び賛助会員	0円
(2) 年会費	運営会員	10,000円
	一般会員	1,000円
	法人会員 1口	30,000円
	賛助会員 1口	3,000円